

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針 ～概要～

1 指針の性格

愛媛県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に推進するため、愛媛県の犯罪被害者等に対する支援の基本的な考え方や適切な支援を実施するための施策の方向性、総合的な体系を示すものです。

2 指針の目指す姿

犯罪被害者等が受けた被害の回復に向けた支援取組の早期開始及び被害の軽減並びに生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目指します。

3 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、4つの基本方針を掲げます。

基本方針1

犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

基本方針2

犯罪被害者等の置かれた状況等に応じた適切な支援

基本方針3

犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな途切れない支援

基本方針4

関係機関相互の適切な連携・協力による支援

4 支援施策の体系

犯罪被害に遭われた方々の置かれている状況に応じて、きめ細かな途切れることのない支援を提供する体制を整備することで、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現のため、条例に基づき、4つの重点施策を設け、支援施策を総合的かつ体系的に推進していきます。

重点施策	具体的施策
1. 総合的な支援体制の整備	1 推進体制の整備(第10条)
	2 人材の育成(第24条)
	3 民間支援団体に対する支援(第25条)
2. 相談・情報提供の実施	1 相談、情報の提供等(第14条)
3. 早期回復・生活再建に向けた支援	1 損害賠償の請求についての支援(第15条)
	2 経済的負担の軽減(第16条)
	3 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)
	4 安全の確保(第18条)
	5 居住の安定(第19条)
	6 雇用の安定(第20条)
	7 日常生活の支援(第21条)
4. 県民の理解の増進	1 県民の理解の増進(第22条)
	2 学校における教育(第23条)

